

令和3年度近畿中国森林管理局コンプライアンス推進本部会議 <第1回>
議事概要

令和3年10月25日

近畿中国森林管理局
コンプライアンス推進本部

1. 開催期間（質問・意見等の受付期間）

令和3年9月13日から令和3年9月21日まで

2. 場 所

書面による開催

3. 出席者

（本部長）近畿中国森林管理局 山口 琢磨 局長

（本部員）小柴 学司 公認会計士・税理士

福田 正 弁護士

藤田 充也 弁護士

横田 直和 関西大学法学部教授

（近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会委員）

近畿中国森林管理局 中村道人 次長 ほか12名

4. 議 事

(1) 推進本部の事務局から次の事項等が書面により報告・説明された。

- ・ コンプライアンス推進行動計画に基づく取組状況
- ・ 令和3年度 第1回推進本部巡回指導（キャラバン）実施結果
（局・署等職員へ実際にあったケースを参考にしたケーススタディの実施及び職員との意見交換）

(2)本部員からはメール等により、次のような意見が出された。

- ・ コンプライアンス推進本部を原則として毎月開催し、各種取組の企画、進捗・定着状況の把握、問題点の検証、対策の改良等を審議とされているが、マンネリ化があると思われるので、実験的に2ヶ月に1回の開催を検討しては如何か。
- ・ 事例では、予定価格等の「漏洩」といった否定的な評価が含まれる表現が用いられているが、出席者に事例の問題点を指摘して検討を求めるのであれば、「教示」など中立的な表現を用いるのが適当ではないか。
- ・ 意見交換において、近畿中国森林管理局で過去に発生した不適切事案の取り上げ方について問題提起されているが、コンプライアンス研修では、分かっていると思われることでも繰り返し、事案の検討を重ねることが大切である。
広島事案に終わらず、奈良事案が起こったからこそ、コンプライアンス研修をしつこく行って、職員の末端までコンプライアンスの意識付けを徹底させているところ。「歴史に学ぶこと」は肝要である。
- ・ ケーススタディでの事例数について、事例に含まれる問題点の数も異なることから、事例の数にこだわる必要はない。
多くの問題点を含む1事例についてじっくり議論することは、問題点を掘り下げて理解することに役立ち、問題点が比較的限られた異なる分野の事例を複数議論することは、問題となり得る事象を広く認識することに役立つことから、両者の組み合わせで運用すればよい。